

かけはし

JITCO JOURNAL

7
2020.July
Vol.142

新型コロナウイルス感染症関連 技能実習・特定技能に係る措置・支援

在留資格「特定技能」でのフィリピン国籍の方の送付・受入手続

統計データから見た外国人材の受入れ(2020年3月末時点の特定技能外国人の在留状況等)

|| 2020年度 JITCO事業計画の概要



かけはし

JITCO JOURNAL



2020.7 Vol.142

表紙の写真：北インドの避暑地マナリ
(インド/ヒマチャル・ブラデーシュ州)
首都デリーから北上すること500km、標高約2,000mの大自然の中に位置するマナリは、5000mを超えるインドヒマラヤの山々をのぞめる高原の保養地です。海外からはもちろんインド各地からも夏の避暑先として、また新婚旅行先として人気があるそうです。マナリから約30分のところにあるソランバレーでは冬はスキーやスノーボード、夏はハイキングやパラグライダー、ラフティングなどを楽しむことができます。

CONTENTS

新型コロナウイルス感染症関連

√ p.1 技能実習・特定技能に係る措置・支援

√ p.3 2020年度 JITCO 事業計画の概要

√ p.7 外国人材の受入れに関するQ&A

√ p.8 在留資格「特定技能」でのフィリピン国籍の方の送付・受入手続

√ p.12 統計データから見た外国人材の受入れ
(2020年3月末時点の特定技能外国人の在留状況等)

√ p.14 海外情報

√ p.15 JITCOの教材のご案内

√ p.16 技能実習生のお国ぶり暮らしぶり

√ p.20 JITCOインフォメーション/JITCOの各種セミナーのご案内

技能実習days

● 福岡企業交流協同組合 ● 公益社団法人 国際人材革新機構iforce ● ミノウ工機株式会社

新型コロナウイルス感染症関連

技能実習・特定技能に係る措置・支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が各方面に広がるなか、技能実習・特定技能の両制度に関しても政府等による各種の措置や支援策が講じられています。本稿では、各行政機関の措置・支援等の中から、主なものをまとめ、また、該当の Web サイトの URL 等をご参照先として掲載しました。なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、今後も状況に応じて更新されることが見込まれるため、実際のご対応に際しては、本文に掲載の各機関の WEB サイトや JITCO ホームページ等で最新情報をご確認いただきますようお願いいたします。（※ 以下は、本稿執筆時点の 2020 年 5 月 28 日現在の情報に基づきます。）

1. 水際対策による入国拒否等の状況

2020年5月28日現在（本稿執筆時点）、日本は新型コロナウイルスに関する水際対策として、世界111ヶ国・地域を対象に感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出し、当該対象国・地域からの入国拒否の措置を取っています。この対象国の中には、技能実習や特定技能での受入れの多い、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイも含まれており、本年4月以降はこれらの国からの技能実習生、特定技能外国人の新規入国は停止した状態となっています。また、上記5ヶ国以外で技能実習生等の受入れ実績の比較的多い、ミャンマー、カンボジア、ラオス、モンゴル、ネパール等については感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航はやめるよう呼びかけ）となっており、入国拒否の対象国ではありませんが、査証（ビザ）制限措置、送出国側の政策、航空便の運休等により、技能実習生等の新規入国は非常に困難な状況となっています。

<外務省海外安全ホームページ>

刻々と状況は変わるため、下記のURLにて「[新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ](#)」「[海外安全情報（新着情報）](#)」等をご確認ください。

🌐<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<法務省ホームページ>

「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について](#)」

🌐http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う技能実習生の在留諸申請の取扱い

①本国（母国）への帰国が困難な場合

技能実習を修了したものの新型コロナウイルス感染症の影響により、母国への帰国が困難な技能実習生で、従前と同一の業務で就労を希望する方は、「特定活動（就労可・6ヶ月）」への在留資格変更が可能です。また、就労を希望しない方は、「特定活動（就労不可・6ヶ月）」への在留資格変更が可能です。

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合

従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する技能実習生は、受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4ヶ月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となり、新たな実習先が見つからない場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇されるなど、実習の継続が困難となった技能実習生が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、最大1年間の「特定活動（就労可）」への在留資格変更が可能です（ただし、14の特定産業分野に限られます）。

また、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます（お問合せ先は最寄りの地方出入国在留管理局・出張所となります）。

<法務省ホームページ>

「[新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて](#)」

🌐http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html

3. 技能実習生等への特別定額給付金の支給

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的な支援として国民一人あたり10万円が支給される「特別定額給付金」に関しては、技能実習生等についても、基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記録されている場合*は、対象者に該当します。また、外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記載されていないため、対象となりませんが、基準日(令和2年4月27日)において短期滞在者であった方のうち、基準日前において住民基本台帳に記載されており、基準日後において再度住民基本台帳に記録された場合、給付対象者となります。

本件に関し、監理団体・実習実施者向けには、外国人技能実習機構(OTIT)のホームページにおいて、「技能実習生に係る特別定額給付金の確実な受給に関する依頼について」という5月14日付文書が発出されており、技能実習生の実際の生活に即した具体的な対応が示されています。技能実習生に対し、給付金の概要や、申請者(技能実習生)自らが居住する市区町村に申請する必要があること、申請期限(各市区町村で郵送による申請受付が開始された日から3か月以内)があること等の周知を含む必要な支援を行うよう求められていますのでご確認ください。

なお、総務省ホームページ「特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)」には、ベトナム語、中国語など多言語化された案内チラシも掲載されていますので、技能実習生等への周知にご活用ください。

※住民基本台帳制度の適用対象者

日本の国籍を有しない者のうち中長期在留者など市町村の区域内に住所を有する者が対象者となります。中長期在留者とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者をいい、上陸許可等在留に係る許可に伴い「在留カード」が交付されます。

<外国人技能実習機構(OTIT)>

「技能実習生に係る特別定額給付金の確実な受給に関する依頼について」

監理団体向け

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200514-4.pdf>

実習実施者向け

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200514-5.pdf>

<総務省ホームページ>

「特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて」

https://kyufukin.soumu.go.jp/doc/45_document.pdf

「特別定額給付金のご案内」(ベトナム語、中国語など多言語化された案内チラシも掲載されています。)

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/download/>



4. 新型コロナウイルス感染症に関する技能実習生等への説明資料

外国人技能実習機構(OTIT)のホームページには、技能実習生向けに感染予防のための母国語(多言語)での説明資料等が掲載されています。また、法務省ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」には、「やさしい日本語」で書かれた「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A(一般の方向け)」などが掲載されています。是非とも内容をご確認のうえ、技能実習生等への情報提供にお役立てください。

<外国人技能実習機構(OTIT)ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症の予防などについて」
「新型コロナウイルスを防ぐには(詳細版)」

<https://www.otit.go.jp/notebook/>

<法務省ホームページ>

「外国人生活支援ポータルサイト」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

5. 監理団体・実習実施者向けのよくあるご質問

その他、外国人技能実習機構(OTIT)のホームページにおいて、監理団体・実習実施者の皆様向けに「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」が掲載されていますので、ご確認ください。

<外国人技能実習機構ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」

<https://www.otit.go.jp/files/user/200521-06.pdf>

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、JITCOホームページでも随時更新しています。

<https://www.jitco.or.jp>

2020年度 JITCO事業計画の概要

本稿では、2020年3月23日開催の第32回理事会において決定した当機構（JITCO）の2020年度事業計画（総論、各論）について主要な事業を抜粋し説明いたします。

総論

当機構は、2020年度を公益法人としての新たな一歩をスタートする年度と位置づけ、事業計画を策定いたしました。

その一つが、「国際研修協力機構」から「国際人材協力機構」への法人名称の変更です（2020年4月1日実施）。これは、当機構が支援の対象とする外国人材受入れの制度環境が、機構設立当時の「研修制度」から「技能実習制度」へ、さらに「特定技能制度」の創設へと広がってきたことを踏まえてのことです。

当機構は、今後、日本における外国人材の受入れがさらに進展していくことを見据え、相談・助言や講習・人材育成等の公益法人としての各種支援サービスを、各論に記すとおり、一層充実させていきたいと考えています。

しかしながら、2020年に入って全世界で猛威を奮う新型コロナウイルスの感染拡大によって、技能実習生等の入国時期が確定しないなど、技能実習生や特定技能外国人を受け入れる関係機関にとっては大きな影響が出ています。当機構としては、感染拡大・収束に伴い、業務態勢を見直す等、機動的に対応することとしています。

各論

当機構の事業は、公益法人認定法に基づく公益認定を受けるにあたり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する「公益目的事業」、事業の受益の機会が主に賛助会員に限られる「共益事業」、公益事業を支えるため資金の不足を補う「収益事業」の3つに分かれています。各論では、これらの区分ごとに、事業計画の内容を説明いたします。

※以下、各論の各事業の【 】内は、担当部署の名称です。

I 公益目的事業

当機構の公益目的事業には、**1. 相談・助言**、**2. 講習・人材育成**、**3. 調査・資料収集**、**4. その他**の4つの分野があります。各分野の事業計画の内容を、順に説明します。

1. 相談・助言

(1) 海外の送出機関等との相談等の実施

当機構は、海外の送出し国政府等との間で情報交換等の協力関係を築いています。この協力関係に基づき、当機構は送出し国政府等に対して、監理団体や実習実施者等の具体的状況を踏まえた制度の最新情報を伝えています。また、送出し国政府等から

は、各国の送出しに係る最新情報の提供を受け、外国人材を受け入れる日本側の関係機関の皆様に対し、送出し国側の有用な情報をお伝えできるよう取り組んでいます。

今年度においては、日本の特定技能制度に対応する海外の送出し国における労働者派遣の仕組みについても、送出し国側の最新情報を日本側の関係機関の皆様に対し、お伝えできるよう努めています。

また、当機構では各国政府が認定した送出機関からの相談も受けており、技能実習制度、特定技能制度にかかる理解が促進されるよう助言しています。

【国際部】

(2) 監理団体・実習実施者等に対する相談等の実施

① 総合的な相談の実施

初めて技能実習生や特定技能外国人の受入れを考えている方にとっては、どのように受入れを進めていくべきか、理解が難しいものです。当機構では、技能実習法や入管法等の制度の仕組みについて分かりやすく説明しながら、相談者の個別事情もお聞きし、望ましい方法をお伝えする、個別相談を実施しています。

また、昨年度より特定技能制度に関する相談も開始いたしました。技能実習制度の職種・作業の範囲と特定技能制度の産業分野との関連づけ等、当機構に蓄積された職種・作業に関する知見を活用しながら、今年度も引き続き、受入れを検討している方が疑問を解消できるよう、相談・助言に取り組んでいます。

ご相談は本部において電話や面談でお受けしているほか、各地方駐在事務所においてもお受けしています。【実習支援部、各地方駐在事務所】

② 訪問事業の実施

当機構は、職員が監理団体・登録支援機関の皆様への事務所を訪問して、皆様へ関連情報を提供したり、個別のご相談をお受けします。また、ご依頼を受けて、実習実施者・特定技能所属機関の皆様を訪問し、労務管理、職場の安全衛生、メンタルヘルスなどの分野につきご相談をお受けし、助言いたします。

特に、新規に受入れを開始した監理団体・登録支援機関の皆様におかれては、お困りのことがございましたら、当機構の地方駐在事務所にご連絡いただければ、職員が訪問し、相談・助言いたしますので、積極的にご活用ください。【実習支援部、各地方駐在事務所】

2. 講習・人材育成

(1) 送出し支援セミナーの開催

当機構は送出し国政府等との協力関係に基づき、送出機関が一堂に会する際や送出機関の日本駐在員が集まる機会等において、送出機関向けセミナーを開催していきます。これにより、海外の送出機関が日本の受入れ制度を十分に理解した上で、技能実習生等の送出しを行うことを支援し、日本側の受入れ機関における円滑な受入れが促進されるよう働きかけています。【国際部】

(2) 受入れ支援セミナーの開催

① 制度説明会等の開催

当機構は、技能実習生や特定技能外国人等の受入れを検討している方や、新たに受入れの実務担当者になった方等を対象に、制度への理解を深めていただくための各種セミナー・講習会等を開催しています。

昨年度は、2019年4月に開始された特定技能制度に関して、制度開始当初に各地方都市での説明会を実施したことに加え、同制度の定例説明会を開始い

たしました。今年度も技能実習や特定技能の最新情報を盛り込んだ制度説明会や実務者セミナーを各種開催いたします。

また、監理団体や登録支援機関の皆様等に対して、ご希望に応じた講義内容での講師派遣も行なっていますので、お申し付けください。【講習業務部】

②新規セミナー「外国人材受入れセミナー(仮称)」の開催

新たなセミナーとして、出入国管理の現状や入管実務に関するノウハウ、外国人雇用の際の労働法令等、外国人材受入れの基礎知識全般を網羅する「外国人材受入れセミナー(仮称)」を開催する予定です。開催日時が決定しましたらホームページで告知いたしますので、奮ってご参加ください。【申請支援部】

③地方駐在事務所が企画するセミナー等の開催

当機構の地方駐在事務所では、監理団体等の皆様の地域ごとの実情に応じたセミナーを独自に企画し、開催しています。受入れ制度の概要、送出国事情、申請書類の書き方等、各種テーマでセミナーの開催が可能ですので、各駐在事務所までご希望をお寄せください。

また駐在事務所では、技能実習生を対象とし、技能検定(2級・3級)や技能実習評価試験(上級・専門級)等の上位級の受験に向けて必要な知識をレクチャーする対策講習会や、技能実習生が就業時に必要となる特別教育の講師派遣等も実施していますので、ご用命ください。【各地方駐在事務所】

(3) 養成講習の開催

当機構は、技能実習制度の養成講習機関として、今年度も、監理責任者等講習を関東エリアで、技能実習責任者講習・技能実習指導員講習・生活指導員

講習の3講習を全エリアで実施いたします。

また、今年度は、すでに養成講習を受講した方の中に、技能実習法において更新が必要とされる期間の3年間が経過する方もいらっしゃると思われます。2017年度に養成講習を受講された方は、有効期間を過ぎてしまうことがないよう、近隣の都道府県における開催日程をご確認の上、早めの受講を心がけてください。【講習業務部】

3. 調査・資料収集

(1) 海外情報の調査・資料収集、提供

当機構は、送出国政府要人の訪問や送出国在京大使館等の、送出し側との接点となる多様な機会をとらえて収集した送出国側の制度情報について、監理団体等の日本の受入れ側の皆様に提供しています。また、逐次入手した各送出機関の詳細情報等については、当機構内での蓄積を図り、新たな送出機関との提携を模索する監理団体等の皆様に対して提供することとしています。

さらに、送出国の具体的事情を説明する送出国事情セミナーや、監理団体の皆様と送出機関とのマッチングの機会を提供する情報交換会などを開催しています。

また、受入れニーズや送出国側の要望などを勘案しながら、監理団体の皆様に募集し、海外現地への視察ツアーの実施も新たな状況に対応した形で実施を検討していきます。【国際部】

(2) 国内関係機関等との連携、情報交換

当機構は、関係者の皆様による適正かつ効果的な事業運営を支援するため、制度情報や受入れに関する好事例等の収集に努めています。また、監理団体等の皆様が直接情報を共有できる場として、各地方駐在事務所において情報交換会を開催することとし

ていますので、積極的にご活用ください。【総務部、実習支援部、各地方駐在事務所】

4. その他の事業

当機構は、調査・資料収集事業等で入手した情報などをもとに、制度に関する広報・啓発活動を積極的に推進しています。

具体的には、広報誌「かけはし」や「技能実習生の友」、JITCOホームページ等において、技能実習制度や特定技能制度に係る各種情報を迅速かつ適切に提供し、制度の関係者の皆様が安心して事業運営できるように支援しています。

また、従前から実施している「日本語作文コンクール」を今年度も引き続き実施するとともに、制度に関する基礎知識、申請書類の記載例集、技能向上のための学習テキスト等、各種教材の充実にも努めていきます。特に現状、新型コロナウイルス感染症対策として、IT技術を利用した多様な情報閲覧環境が望まれていることなども踏まえ、教材の電子化についても取り組んでいきます。【総務部、講習業務部】

II 共益事業

当機構は、共益事業として、入国・在留関係申請書類等の点検・提出・取次サービスを実施しています。昨年度は各駐在事務所における点検実施機能を強化するとともに、特定技能に係る申請書類の点検・取次サービスを開始したところですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、出入国在留管理庁が認める、「特定活動」に関する申請書類の点検・取次等への対応を機動的に行なう等、引き続き本サービスの充実に努めていきます。【申請支援部】

III 収益事業

当機構は、収益事業として、外国人技能実習生総合保険等の普及を行なっています。昨年度からは特定技能に関する保険への対応も開始しました。今年度はこれらの継続的普及に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、出入国在留管理庁が認める在留延長措置等にも際しても、技能実習生等の保護が図られるよう対応してまいります。【実習支援部】

最後に

本稿では、当機構の2020年度の事業計画のうち、主要なものをお伝えいたしました。当機構は、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等の皆様が円滑に事業を運営できるよう、各種の支援を充実させていきます。当機構の事業内容について、ご要望・ご希望等がございましたら、本部および各地方駐在事務所までお伝えください。なお、当機構の2020年度事業計画の全文は、JITCOホームページ「情報公開」<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/disclosure.html>に掲載しています。

外国人材の受入れに関する Q&A

2019 年末で国内在留者数が 41 万人を超えた在留資格「技能実習」、施行後一年を経過した「特定技能」の双方において、外国人材の業務内容にかかる基準は随時見直されています。そうした中、今回は JITCO に寄せられた現場での業務を計画する際のご質問を 2 つ、ご紹介します。

Q1 当社で受け入れている技能実習生は、機械・金属関係の移行対象職種に従事しています。このたび、技能実習2号に移行するにあたり、厚生労働省による移行対象職種・作業の審査基準に記載されていない成形機械を操作させ、修得する技能の幅を広げてもらいたいと考えていますが、可能でしょうか。

A1 審査基準に定められていない業務の追加は、認められる場合とそうでない場合があります。必須業務については、作業内容の追加・変更は認められません。一方、関連業務・周辺業務であれば、審査基準に記載されていない業務であっても、認められる場合があると技能実習制度運用要領で示されています。

その場合の条件として、関連業務の場合は、「同じ事業所の日本人労働者も従事しているなど、必須業務に関連して行われる業務であること」及び「修得等をさせようとする技能等の向上に寄与する業務であること」、周辺業務の場合では、「必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務を除く。）であること」が求められます。

今回は、技能実習2号への移行にあたって作業の追加を検討しているとのことなので、これらの内容を記載した理由書を技能実習計画に添付する必要があります。判断に悩む場合は、事前に外国人技能実習機構の地方事務所・支所の認定課にご相談ください。

なお、職種の該当性を判断する際の審査基準の読み方を確認したい場合は、JITCO ホームページ <https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/occupation.html> 「技能実習制度の職種・作業について」において説明しておりますので、参考にしてください。

Q2 特定技能外国人の受入れを検討しています。受入れが認められる産業分野（14分野）の中には、事業所が日本標準産業分類に掲げる産業と合致していることが求められている分野がありますが、分野

別運用要領にある日本標準産業分類に関連する経済活動を少しでも行っていれば、受入れは可能なのでしょうか。

A2 日本標準産業分類に従って事業所の活動内容に要件を定めている分野には、**素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野**の製造業3分野に、**飲食品製造業分野**を加えた**4分野**がありますが、判断基準は分野によって異なります。

まず、製造業3分野は産業分類について同じ基準を適用しており、特定技能外国人が働く事業場において、分野別運用要領で指定された産業分類に関する出荷額等の発生が求められます。出荷額の規模は問われないため、事業所内の主要な経済活動である必要はありません。ただし、2020年4月1日の要領更新で明記されたとおり、特定技能外国人が従事する業務は同要領で指定された当該産業分類と合致している必要があります。

一方、飲食品製造業分野では、2020年2月28日の要領更新で明記されたとおり、同要領で指定された産業が、事業所の直近の売上高のうちでもっとも大きな割合を占める経済活動であることが求められます。そのため、例えばスーパーマーケットなどの小売業に該当する事業所が、バックヤードにおいて飲食品を製造している場合、その事業所での主要な経済活動は小売業であり、飲食品製造業での受入れは認められません（製造と小売りが不可分一体の、日本標準産業分類上の製造小売業であれば要件を満たす）。ただし、小売業に該当する事業者が、独立した食品製造工場を操業している場合は、食品製造業がその事業所での主要な経済活動と見なされ、受入れが認められる可能性があります。

飲食品製造業分野の分野別運用要領では、当該分野における事業所の定義についても説明しています。判断に悩む場合は、農林水産省へお問い合わせください。

在留資格「特定技能」での フィリピン国籍の方の送付・受入手続

企業・個人事業主（以下「受入機関」という）の皆さまが、在留資格「特定技能」による外国人の受入れを行うに当たっては、地方出入国在留管理官署への入国・在留のための諸手続等に加え、送出国が定めた一定の手続を経ることが必要となる場合があります。本稿では、送出国のうち、すでに手続を定めているフィリピンについて、法務省のホームページ等で公表されている情報に基づき、フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れや留意点について紹介します。

フィリピン国籍の方の送付・受入手続の概要

下図は、フィリピン国籍の特定技能外国人に係る日本およびフィリピンでの送付手続の概要を示したものです。

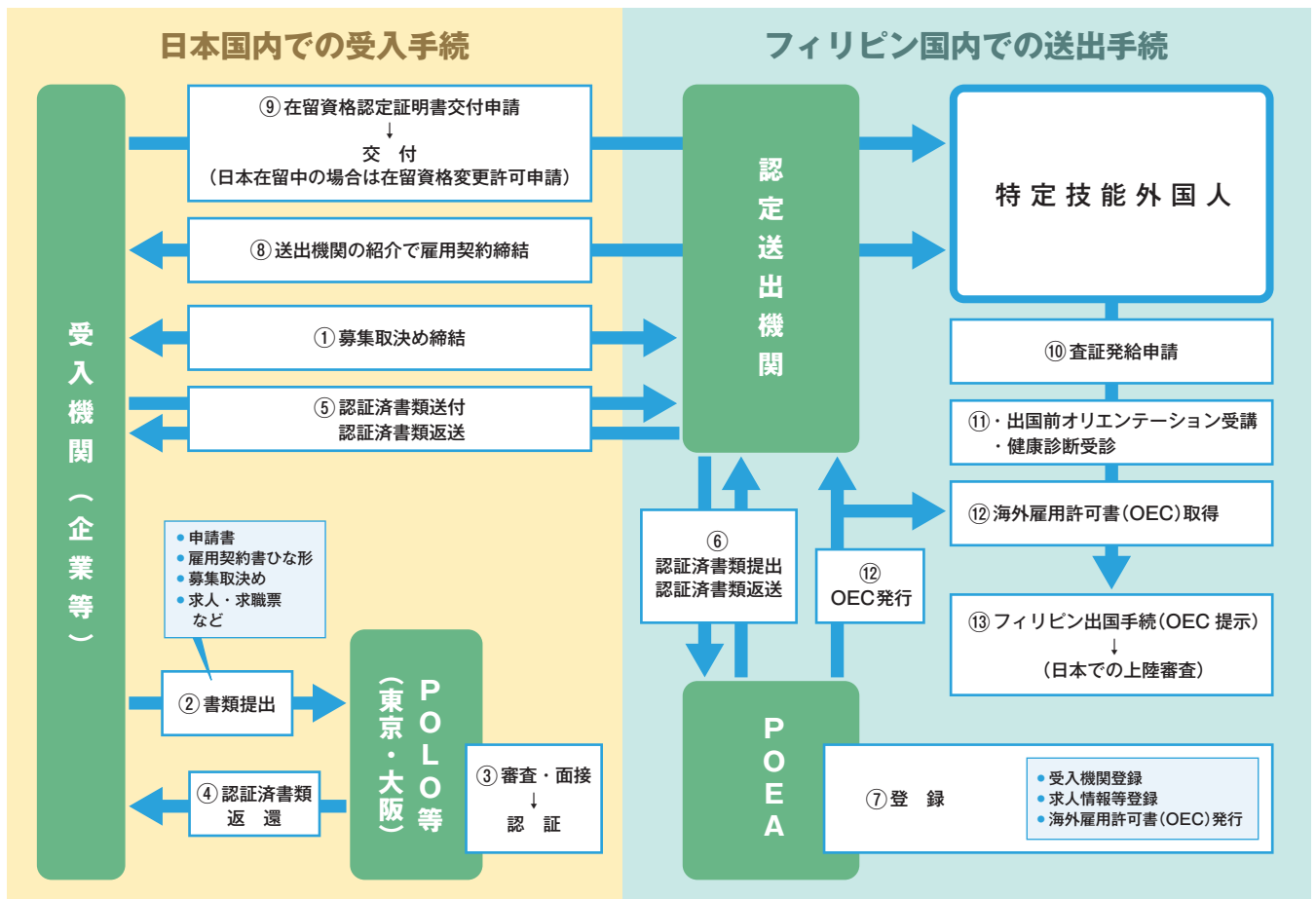
次ページから、「日本国内での受入手続」「フィリピン国内での送付手続」「送付手続が終了した後」に分けて解説します。

分けて解説します。

※本文および図の中で示す略称は以下の通りです。

POLO: 駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所
 POLO等: 駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所
 および在大阪フィリピン共和国総領事館
 POEA: フィリピン海外雇用庁

特定技能外国人(フィリピン国籍の方)の送付・受入手続の概要図



日本国内での受入手続

1 募集取決めの締結(図の①)

受入機関が、フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるに当たっては、フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国機関を介して採用活動を行うことが求められるので、まず送出国機関と人材の募集および雇用に関する互いの権利義務を明確にした募集取決めに締結しなければなりません。この募集取決めは、日本の公証役場での公証を経たものが求められます。募集取決めの内容については、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所(以下、「POLO」という)のホームページ(http://www.poea.gov.ph/agency/files/recr_agreement.pdf)に参考様式が掲載されています。

また、フィリピン政府から認定を受けた送出国機関については、法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html)に名称の入ったリストが掲載されており(2019年12月19日時点で275機関)、フィリピン海外雇用庁(以下、「POEA」という)のホームページにある検索エンジン“Status of Recruitment Agencies”(<http://www.poea.gov.ph/cgi-bin/agList.asp?mode=act>)によって連絡先等の詳細な情報を検索することが可能となっています。

2 POLO等への書類の提出・審査・面接 (図の②～④)

受入機関は、特定技能外国人の受入機関としてPOEAに登録する必要があり、事前にPOLO等に労働条件等を記載した雇用契約書のひな形、募集取決め、求人・求職票等の書類を郵送し、所定の審査、面接を受ける必要があります。

POLO等への提出書類については、所定の様式で作成することが求められており、具体的な必要書類とその様式については、POLOのホームページ(<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>)に掲載されています。

<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>)に掲載されています。

POLO等での審査の標準処理期間は、書類の不備がなければ、15営業日以内とのことです。

【留意点】

- 在大阪フィリピン共和国総領事館のホームページ(<https://osakapcg.dfa.gov.ph/contact-us>)によれば、同館の管轄区域は以下のとおりです(2020年3月26日時点)。

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(在大阪フィリピン共和国総領事館の管轄区域外に所在する受入機関は、従前どおり東京にあるPOLOでの手続が必要とのことです。)

- POLOによれば、POLOに必要な書類を提出した後に発生しがちな書類の不備の指摘と修正の往復をできるだけ省き、手続の迅速化を図るため、受入機関がPOLOの審査官に面会して書類不備の有無等の確認を受けられるように、オンラインで面会予約できるシステムを整備したとのことです。このシステムはPOLOの取組みであり在大阪フィリピン総領事館労働部門では行っていないとのことです。このシステムの予約フォーム等についてはPOLOのホームページ(<https://polotokyo.dole.gov.ph/appointment-system/>)を参照してください。

書類審査を経た後、受入機関の代表者の方または委任された従業員の方が、POLO等に赴き、労働担当官による英語での面接を受けます。この面接は、通訳を同席させることができますが、コンサルティング業者(行政書士を含む)や登録支援機関の方が代わって受けることは認められませんので、注意し

てください。

また、必要に応じて、POLO等による受入機関への実地調査が実施されるとのことです。

書類審査および面接の結果、受入機関がPOLO等により自国民の雇用主として適正であるとの判断がなされた場合には、POLO等から認証印が押印された提出書類一式および推薦書(Recommendatory Memorandum)が受入機関宛てに郵送されてきます。

フィリピン国内での送出手続

3 POEAへの登録(図⑤～⑦)

受入機関は、POLO等から認証された書類一式を送出機関を通じて本国のPOEAに提出することによって、雇用契約で定める予定である労働条件等(雇用契約書は個人名等の入っていないひな形)の内容がPOEAにより確認され、特定技能所属機関として登録されるとともに、求人情報が登録されます。

登録後、POEAの認証印が押印された雇用契約書のひな形を送出機関を通じて受入機関に対して返送されます(手続を終えると、POLO等およびPOEA両方の認証印が押印された雇用契約書のひな形等が受入機関の手元に返送されます)。

POEA等の登録が終わると、受入機関はフィリピン国籍の方の採用活動に着手することが可能となります。

※すでに受入機関が特定技能所属機関としてPOEAに登録されている場合は、募集取決め締結(前述の1の手続)、POEAへの登録手続(前述2及び本手続)は不要です。

ただし、すでにPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更した契約条件をもって新たに特定技能外国人を受け入れる場合や求人数を増やす必要がある場合は、新たな契約書のひな形や求人・求職票の承認手続が必要とのこと。

送出手続が終了した後

4 雇用契約の締結(図⑧)

送出国は、POEAに登録された求人情報を基に受入機関の希望に合う人材を募集します。一方、受入機関は、送出国から人材の紹介を受けて、特定技能外国人と特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

5 入国・在留手続(図⑨)

● フィリピンから新たに特定技能外国人材を受け入れる場合の手続

(1) 在留資格認定証明書交付申請(図⑨)

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付された同証明書の原本を雇用契約の相手方である特定技能外国人に送付します。

(2) 査証発給申請(図⑩)

雇用契約の相手方である特定技能外国人は、送付された在留資格認定証明書を在フィリピン日本国大使館に提示の上、在留資格「特定技能」に係る査証発給申請をして、査証の発給を受けます。

(3) 出国前オリエンテーション受講および健康診断受診(図⑪)

特定技能外国人として来日予定のフィリピン国籍の方は、フィリピンを出国するまでにフィリピン海外労働者福祉庁(OWWA:Overseas Workers Welfare Administration)が実施する出国前オリエンテーションの受講および健康診断の受診が必要です。

なお、出国前オリエンテーションの受講申込みおよび健康診断の受診申込みは、送出国を通じて行う必要があります。出国前オリエンテーションの受講申込時には、在留資格認定証明書が有効期限内(交付日から3ヶ月)である必要があります。

(4) 海外雇用許可書(OEC)の発行申請・出国時の提示(図⑫⑬)

海外雇用許可書(以下、「OEC」という)は、発行を受けた取得者がフィリピン側の手続を完了し、海外で雇用を許可されていることを証明する文書です。特定技能外国人として来日を希望するフィリピン国籍の方は、査証を取得し、出国前オリエンテーションの受講および健康診断の受診後、送出国機関を通じ、POEAからOECを取得し、フィリピンを出国する際の審査において提示する必要があります。

なお、OECの発行申請時において在留資格認定証明書(有効期間は交付日から3月)が有効期限内であることが必要です。

(5) 特定技能外国人として上陸許可

上記の手続を行ったフィリピン国籍の方は、日本到着時に、旅券及び査証を提示し、在留資格認定証明書を提出して入国審査官による上陸のための審査を受けます。

上陸のための審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、在留資格「特定技能」が付与され、活動ができます。

●日本に在留する方を特定技能外国人材として雇用する場合の手続

(6) 在留資格変更許可申請(図⑨)

前述の1から3の送出手続を済ませた受入機関が、技能実習生など、既に日本に在留しているフィリピン国籍の方と特定技能に係る雇用契約を締結した場合において、当該者が特定技能外国人として就労するためには、この方の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に対し、在留資格「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

申請の結果、在留資格「特定技能」への変更が許可されれば手続は完了です。

※在留資格変更が許可された後、フィリピン国籍の方が「特

定技能」の在留資格を保有したまま再入国許可(みなし再入国許可を含む。)制度を利用してフィリピンに一時帰国する場合には、POEAからOECを取得し、フィリピンを出国する際、出国審査において、取得したOECを提示する必要があります。

結び

以上がフィリピン国籍の特定技能外国人に係る送出手続の概要です。

フィリピンから特定技能外国人の受入を検討する場合は、まずは受入機関の希望に合う適正な送出国機関を選択する必要があります。

また、その後のPOLO等の審査に必要となる書類一式等、事前にフィリピン側の窓口である管轄のPOLO等や送出国機関に相談された上で、受入手続を行うことをお勧めします。

■フィリピン側の手続に関するお問い合わせ先

駐日フィリピン共和国大使館

海外労働事務所(POLO)

TEL:03-6441-0428、03-6441-0478

在大阪フィリピン共和国総領事館労働部門

TEL:06-6575-7593

なお、法務省のホームページでは各国の特定技能外国人の送出手続を公開していますので、参照してください。

法務省のホームページ

④http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

■本件に関するお問い合わせ先

申請支援部支援第1課 特定技能班

TEL:03-4306-1040

統計データから見た外国人材の受入れ (2020年3月末時点の特定技能外国人の在留状況等)

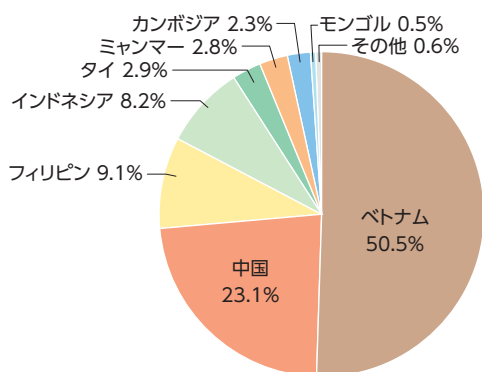
2019年4月の在留資格「特定技能」での外国人材の受入れ開始から1年以上が経過し、各国の送出国環境や「特定技能」の在留資格取得のための試験等の整備が徐々に進んできました。本稿では、出入国在留管理庁の在留外国人統計や2018年度外国人技能実習機構の業務統計等をもとに、技能実習・特定技能の外国人材の受入れ状況、とりわけ2020年3月末現在の特定技能外国人の受入れ状況についてまとめました。

1 在留資格「技能実習」(国籍別・職種別 技能実習計画認定件数)

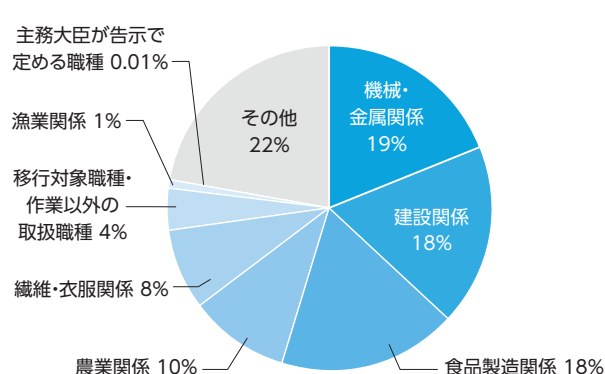
外国人技能実習機構（OTIT）が発表している2018年度の技能実習計画認定件数（企業単独型・団体監理型第1号～3号総数 389,321件）をベースに、技能実習生の受入れ状況を見ると、技能実習生の国籍別では、ベトナムが全体の約半数を占め、次いで中国、フィリピン、インドネシア、タイとなっています。また、職種別では、「機械・金属関係」「建設関係」「食品製造関係」「その他」*が計画認定件数で拮抗しており、次いで「農業関係」「繊維・衣服関係」となっています。

※「その他」には溶接、プラスチック成形、塗装、工業包装、ビルクリーニング、自動車整備、介護などの職種が含まれます。

国籍別 技能実習計画認定件数の構成比(2018年度)



職種別 技能実習計画認定件数の構成比(2018年度)

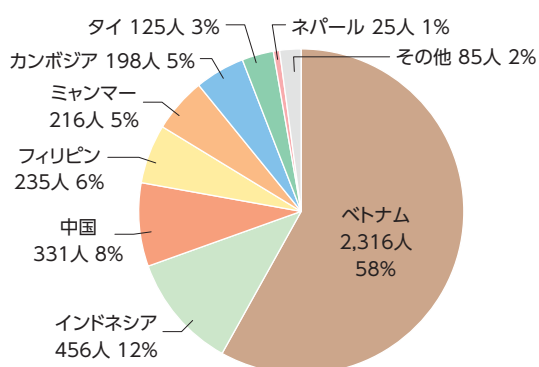


出典：外国人技能実習機構「平成30年度外国人技能実習機構業務統計」より JITCO 作成

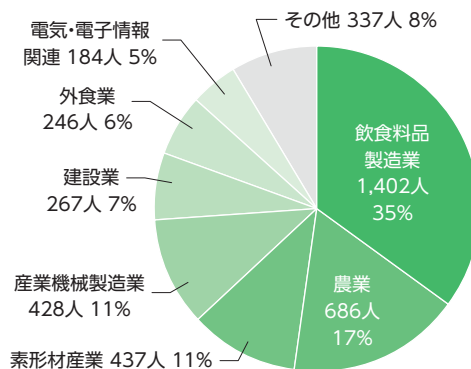
2 在留資格「特定技能」(国籍別・分野別 特定技能1号在留外国人数)

2020年3月末現在の特定技能外国人の在留者数は、3,987人となっています。国籍別では、ベトナムが2,316人で全体の58%を占め、次いでインドネシア、中国、フィリピン、ミャンマー、カンボジアとなっています。また、分野別では「飲食品製造業」での在留者数が1,402人で全体の35%を占め、次いで「農業」（686名）、「素形材産業」（437名）、「産業機械製造業」（428名）となっています。

国籍別 特定技能1号在留外国人数の構成比(2020年3月末)



分野別 特定技能1号在留外国人数の構成比(2020年3月末)



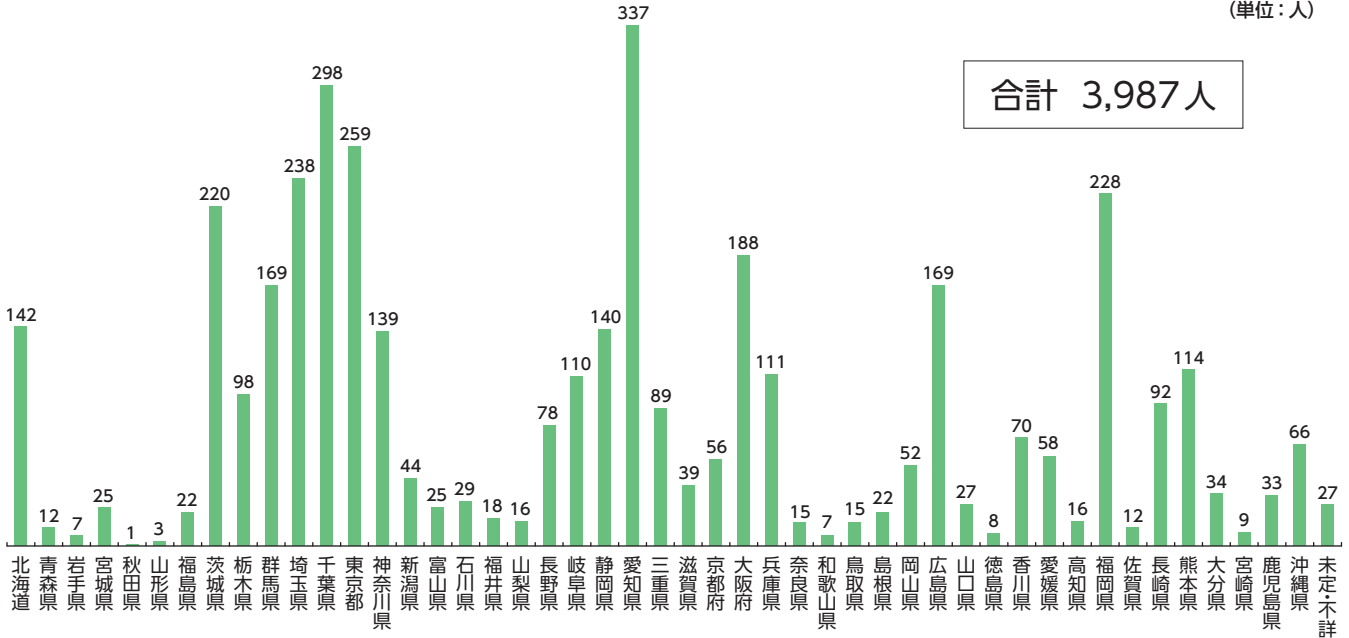
出典：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数 令和2年3月末現在」より JITCO 作成

3

在留資格「特定技能」(都道府県別 特定技能1号在留外国人数)

2020年3月末現在、全都道府県において特定技能外国人が在留する状況となっており、最多は愛知県(337人)で、次いで千葉県(298人)、東京都(259人)、埼玉県(238人)となっています。

都道府県別 技能実習1号在留外国人数(2020年3月末)



出典：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(令和2年3月末現在)」より JITCO 作成

4

在留資格「特定技能」(分野別・ルート別 特定技能1号在留外国人数)

「特定技能」の在留資格取得ルートには、技能水準・日本語水準を測る試験に合格することで「特定技能」の在留資格を取得する「試験ルート」、技能実習2号以上を良好に修了した技能実習生が試験を免除されて「特定技能」の在留資格を取得する「技能実習ルート」、その他*があります。出入国在留管理庁が公表している「試験ルート・技能実習ルート別 特定技能1号在留外国人数」(2020年3月末)によると、「外食業」「宿泊」「介護」等の分野で「試験ルート」での受入れが始まっている一方、技能実習2号移行対象職種が多く含まれる「飲食料品製造業」「農業」「素形材産業」等の10分野では「技能実習ルート」からの受入れがほぼすべてとなっています。また、「介護」分野では「試験ルート」とともに「EPA介護福祉士候補者ルート」での受入れも見られます。

*その他のルートには、介護分野における「EPA介護福祉士候補者ルート」及び自動車整備分野における「技能検定ルート」などが含まれます。

分野別・ルート別 特定技能1号在留外国人数(2020年3月末)

(単位：人)

	試験ルート	技能実習ルート	その他*	合計
介護	14	0	42	56
ビルクリーニング	0	27	0	27
素形材産業	0	437	0	437
産業機械製造業	0	428	0	428
電気・電子情報関連産業	0	184	0	184
建設	0	267	0	267
造船・船用	0	156	0	156
自動車整備	0	36	1	37
宿泊	19	0	0	19
農業	0	686	0	686
漁業	0	42	0	42
飲食料品製造業	2	1,400	0	1,402
外食業	246	0	0	246
合計	281	3,663	43	3,987

出典：出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(令和2年3月末現在)」より JITCO 作成

技能実習制度に係る二国間取決めの締結

2020年5月7日現在、日本政府は14ヶ国(表1)の政府と技能実習制度に係る二国間取決めに締結しています。また各送出国政府は認定送出機関を公表しており、詳細は外国人技能実習機構のホームページ上で公開されています。

表1 <技能実習>二国間取決めの締結状況 (2020年5月7日時点)

二国間取決め締結済み (認定送出機関公表済み) ※締結順	ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア
------------------------------------	--

特定技能制度に係る二国間取決めの締結

日本政府は、悪質な仲介事業者の排除や、情報共有の枠組みの構築のため、特定技能外国人を送り出す各国政府との間で特定技能制度に係る二国間取決めを行うこととしており、2020年5月7日現在、12ヶ国(表2)の政府と締結しています。

表2 <特定技能>二国間取決めの締結状況 (2020年5月7日時点)

国名	二国間取決め締結日	二国間取決めに基づく認定送出機関の選定
フィリピン	2019年3月19日	275機関
カンボジア	2019年3月25日	103機関
ネパール	2019年3月25日	規定なし
ミャンマー	2019年3月28日	93機関
モンゴル	2019年4月17日	政府系1機関のみ
スリランカ	2019年6月19日	未公表
インドネシア	2019年6月25日	規定なし
ベトナム	2019年7月 1日	未公表
バングラデシュ	2019年8月27日	規定なし
ウズベキスタン	2019年12月17日	未公表
パキスタン	2019年12月23日	未公表
タイ	2020年2月 4日	タイ政府より国外派遣事業の許可を取得した送出機関

フィリピン海外労働事務所(POLO)大阪の開設

フィリピン政府は、すでに開設されている東京事務所に続き、この度、大阪にもLabor Attaché II(労働局長II)となるMs. Elizabeth Marie R. Estradaを新たに任命し、フィリピン海外労働事務所(POLO)を開設しました。大阪事務所の管轄地域は以下の通りで、POLO東京・POLO大阪の管轄区分は、申請者(実習実施者・特定技能所属機関等)がフィ

リピン人技能実習生および労働者を就労させようとする場所(実習実施場所・就業場所)が基準となります。同事務所はすでに各種申請書類の受付等、業務を開始しています。

【POLO大阪 情報】

- 管轄地域 富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(※沖縄はPOLO東京の管轄)
- 所在地 大阪府中央区淡路町4-3-5 アーバンセンター御堂筋7階
- 電話番号 (代表)06-6575-7593
- メールアドレス pcg.osaka.laborsection@gmail.com
- ウェブサイト <http://poloosaka.dole.gov.ph/>

JITCOの取組み

■パキスタンセミナーの開催について

日本・パキスタン両政府による技能実習制度および特定技能制度に関する協力覚書が締結されたことを受け、2020年2月13日、駐日パキスタン大使館主催、JITCO後援の下、「パキスタン人材フォーラム」が初めて開催されました。本フォーラムには企業や監理団体およびパキスタン側の関係者合計60名程が参加しました。



冒頭では、アフマド大使による歓迎の挨拶がなされました。パキスタン国内の若い労働者を数多く海外に派遣している実績等に触れ、日本においてもパキスタン人の受け入れが進むことへの期待が表明されました。また、技能実習制度の2つの認定送出機関(NAVTTTCおよびNUTECH)が送出し業務全般について説明を行った他、団体監理型で実習中のパキスタン技能実習生による日本語でのスピーチが披露されました。

【お詫びと訂正】

本年4月1日発行のかけはし141号の記事「インドの最新送出し事情」に掲載したインドの地図につきまして、一部国境表記が適切でない箇所がございました。

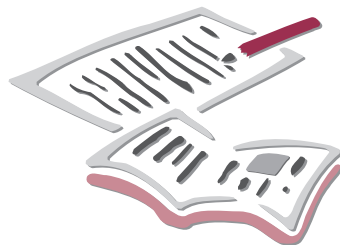
正しくは以下の外務省ウェブサイトにてご確認ください。お詫びし、訂正いたします。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>

■本件に関するお問合せ先

国際部 TEL: 03-4306-1151

JITCOの教材のご案内



改訂本 ★装丁も新たな改訂版 出入国在留管理局による最新の指導内容を反映

特定技能 入国・在留諸申請および諸届 記載例集〔第2版〕

第I分冊と第II分冊の2冊セット 箱入り A4判／第I分冊は約440ページ、第II分冊は約200ページ
定価:本体7,000円+税 (賛助会員は割引)

本書は、在留資格「特定技能」に係る在留資格認定証明書の交付や在留資格の変更などの申請のほか、登録支援機関の登録(更新)を申請する際に必要な申請書および添付書類、各種届出書類について、その記載例をまとめたものです。記載例に加えて、注意すべき事項については分かりやすい解説を加えました。

第I分冊は、特定技能関連の諸申請および諸届の中でも使用頻度が高い、「在留資格認定証明書交付申請」「在留資格変更許可申請」「在留期間更新許可申請」「在留カード申請」のほか、申請書に添付する各種書類、誓約書などを掲載しています。第II分冊は、「届出・記録・報告」「契約機関に変動が生じた場合の届出」「登録支援機関 登録(更新)申請」について、これらの届出書類と添付書類などをまとめました。

いずれも、記載例と解説は出入国在留管理局による最新の指導内容を反映しています。特定技能に係るすべての申請書類および届出書類に対応した記載例集となっておりますので、特定技能外国人の円滑で確実な受け入れのために是非、本書をお手元においてご活用ください。

また、JITCOの賛助会員の方は、本書と「特定技能外国人受入れに関する運用要領I(要領本体・支援に係る要領別冊)」および「特定技能外国人受入れに関する運用要領II(特定分野に係る要領別冊)」を合わせた3種類をまとめて一度にご購入される場合、3種類とも定価の4割引でご購入いただけます。



一部改訂本 ★2020年4月3日の一部改正に対応した最新刷

技能実習制度運用要領 出入国在留管理庁・厚生労働省編 令和2年(2020年)4月3日改正版

A4判 314ページ 定価:本体2,000円+税 (賛助会員は割引)

本書は、出入国在留管理庁・厚生労働省が公表する「技能実習制度 運用要領」の本文を、公益財団法人 国際人材協力機構にて冊子にしたものです。技能実習制度の運営に必要な法律や規則(法務省・厚生労働省令)等の解釈や、用語の解説および制度運用上の留意事項等が掲載されています。

これにより、関係者(法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構、監理団体、実習実施者、技能実習生等)が共通の認識を持ち、制度の円滑な運用が図られることが期待されます。

この運用要領は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)の制定に伴い、2017年4月に公表されました。これまでに計6回の一部改正がありましたが、本書は2020年4月3日の一部改正までを含んだ最新版になります。



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO 教材センター

TEL : 03-4306-1110 FAX : 03-4306-1116 E-mail : publication_center@jitco.or.jp

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



ホープ 注目の若手

2020年も半ばとなりました。年初から私たちは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、とても厳しい状況に置かれています。技能実習の現場で指導にあられる皆さまは、日々、感染予防や技能実習生の心身のケアに努めておられることと思います。そんな時こそ、少しでも明るい話題をお届けするために、様々なジャンルで活躍が期待される「注目の若手」の物語を集めました。ご一読いただき、技能実習生と夢について語らうきっかけとしていただければ幸いです。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元JITCO 母国語相談スタッフ)

夢を追って日本でカフェを開業した 青年の物語

私为您介绍するのは、日本で商売をする夢を叶えた一人の若者のお話です。

東京都の新大久保駅付近は、韓国の料理店や食材店が連なることで有名ですが、ここ数年はベトナム人が経営する店舗も目立つようになりました。「Egg Coffee」という小さなカフェはその一つで、駅から徒歩10分の路地にあります。毎晩のように、ベトナムの若い人たちが仕事帰りに集まり、母国語で楽しみや悩みを語らう場となっています。ここではエッグコーヒー(egg coffee)という、卵と砂糖をクリーム状にしたものをベトナムコーヒーの上に浮かべたドリンクが人気です。

店を経営するのは31歳のズオン・アイン・ドゥック(Duong Anh Đức)さんです。ドゥックさんは、1989年にハーティン省ハーティン市で3人兄弟の長男として生まれました。ドゥックさんが幼い頃、お父さんは家計のため、旧ソビエト連邦に出稼ぎに行っていました。ドゥックさんはお母さんの商売を手伝い、9歳の頃には近所の年長者と一緒に、アイスクリームなどを売り歩きました。

そうした生活をしながら、ドゥックさんは自ら商売をしたいという気持ちを育むようになりました。2012年に大学を卒業

した時、世界経済もベトナム経済も困難な状況で、就職は大変でした。どうすれば経営を学ぶことができ、起業スピリッツを養えるか考え、ドゥックさんは日本に留学することを決意し、翌年に日本語学校の留学生として来日したのです。それから2年間日本語を学び、都内の専門学校で経営を約1年勉強しました。そして2016年、27歳の時に株式会社を設立しました。

外国人が日本で起業するのはとても大変です。居住のための部屋を借りることさえハードルがいくつもあり、店舗やオフィスを借りるのはもっと大変です。でもドゥックさんは困難を乗り越えて、現在の「Egg Coffee」の店舗を借りることができました。ちょうど、ベトナムから日本に来る留学生や技能実習生が増え始めた頃で、ベトナム人はカフェでのんびりしながらお喋りするのが大好きで、世界有数のコーヒー生産国ですから、きっと人が集まるだろう、ベトナムに興味を持つ日本人も増えるだろうと感じて、カフェをオープンしたわけです。

ドゥックさんは、2019年末までに、「Egg Coffee」のほかに3つの飲食店を経営するようになりました。現在は新型コロナウイルス感染症の拡大で経営の先行きが不透明になっていますが、ドゥックさんは飲食店にこだわらず、いずれは人材派遣や不動産業も手がけるつもりでいます。

来日から7年、自分の努力と在日ベトナム人コミュニティの応援によって運をつかんだドゥックさんは、日本に在住していたり、これから日本にやって来たりするベトナムの若者に、「自分の夢に熱心に取り組んでいれば、必ず成功する。外国語をマスターすることも大切だ」と伝えたいそうです。ドゥックさん

も自分の経営マインドを忘れずに、頑張してほしいと願っています。



China [中国]

羌 国華(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

世界に羽ばたく中国の若手科学者たち

中国には古くから、「三岁看大、七岁看老」(3歳あるいは7歳の子どもの行動から、将来の見通しが付くという意) という諺ことわざがあります。最近ではより一層、「青少年が強くなれば国も強くなり、少年が上達するほどに国も進展する」と、若い世代の育成に発破がかかっています。

遡ること1978年、人材育成のため、アメリカへの留学生派遣と大学入試の復活が実施され、中国科学技術大学は全国から15歳未満の少年エリートを集めて少年班を開設し、その後、12の大学が相次いで少年班を開設しました(現存は中国科学技術大学と東南大学、西安交通大学の3校)。

2018年の時点で29歳未満の5人の青年を、注目のホープとして挙げてみましょう。5人の青年の名は、①申怡飛氏シンイヘイ(5G、第5世代移動通信システムの研究・開発)、②曹原氏ソウゲン(イギリスのネイチャー誌で活躍を認められた科学者)、③沈亦晨氏シンエキシン(光学チップ、世界初の商業用光子コンピュータ研究・開発)、④劉明偵氏リュウメイテイ(ペロブスカイト型と呼ばれる新しい太陽電池の研究・開発)、⑤舒暢氏シュウチャウ(中国初の民間ロケット開発企業の創業)です。紙幅の関係で①の申怡飛氏、②の曹原氏を詳しく紹介しましょう。

申怡飛氏は1997年に河北省で生まれ、中学校を2年で卒業し、2012年に15歳で全国統一試験に合格。東南大学 吳健雄学院情報工学科に入学後、物理学を専攻しながら数学コンクールや電子設計コンクールで受賞し、輝かしい成績で卒業しました。さらに修士課程に進んでからは、通信技術(5G)などの研究のため中国移动通信国家重点実験室に加わり、半年間をかけて構築した Polar code プラットフォームによって、当時の世界最速の電子データ計算記録を書き換えました。2016年には米電気電子学会の評議会の審査で学生論文賞に選ばれ、3つの特許を獲得。22歳となった2019年に、

その技術が世界の5Gテクノロジーの基準になりました。

一方、**曹原氏**は1996年に四川省に生まれました。3歳の時、深圳に引っ越し、2007年に小学校に入学。授業では先生が問いを出すや否や回答し、先生と口論をするほどでした。6年間の小学校を3年で卒業、中学・高校6年を2年でクリアする天才ぶりを発揮しました。

深圳は中国のシリコンバレーと言われていています。氏も電子製品に興味を持ち、電子マーケットに足を運んで部品を買い漁って電子回路の組立てや分解にのめり込みました。そして14歳になった2010年、中国科学技術大学の英才班に入学。2014年に大学の奨学金を獲得し、アメリカのマサチューセッツ工科大学博士課程に留学します。2017年にグラフエンの超導体性能(Graphene wrangler)を発見し、翌年3月、22歳の若さでイギリスのネイチャー誌に2つの論文を発表しました。創刊以来、第1執筆者として最年少の中国人科学者となり、同誌が選ぶ2018年度の科学者ベストテンのトップに選ばれました。

いかがでしたでしょうか。大成する人は幼少から優れていることを「せんだん ふたば 桤檀は双葉より芳し」と言いますが、この2人の活躍と実績を見れば、大いに頷けることでしょう。



Philippines [フィリピン]

高山 エルサ(元 JITCO 母国語業務委託スタッフ)

オリンピック出場を目指すアスリート達

今年日本で開催予定だったオリンピックは、新型コロナウイルス感染症の拡大のため来年に延期されることになりました。各国のオリンピック委員会とアスリート達は、大会の成功とメダルの獲得に向けて仕切り直しを始めています。そこで今回は、**世界大会やオリンピック出場を目指して頑張るアスリートの若手**をご紹介します。

フィリピンで人気のあるスポーツは、バスケットボールやボクシングですが、今注目していただきたいのはなんとと言っても**女子のバレーボール**です。

フィリピンのバレーボールは、今でこそ世界ランクで低迷していますが、その歴史は日本より2年古く、1910年にマニ



ラ市のYMCAで指導されたことから始まりました。フィリピンで広まる前のバレーボールはあくまでレクリエーションで、ルールも易しく、ボールに触れる回数に制限はなく、相手の陣営に返せば良いスタイルでした。それがフィリピンにおいて、現在の「一方のコートでのプレーは三回まで」「パス、トス、キル(スパイク)の三段戦法」等のルールや戦術が生まれ、競技性が高まってアジアで発展していったのです。スパイクという打ち方もフィリピンの発明とも言われています。

バレーボールは近年人気を盛り返し、とくに女子チームの実力が上がって今後が期待されています。大学スポーツの対抗戦では、観客動員数とYouTubeの動画再生で驚異的な数字をあげています。大学の中でもアテネオ・デ・マニラ大学(ADMU)のバレーボール部は名門で、出身選手には**アリッサ・バルデス(Alyssa Valdes)**と**デンデン・ラザロ(Denden Lazaro)**がいます。アリッサ・バルデスはADMU時代にキャプテンを務め、現在はナショナルチームに所属し、インスタグラムのフォロワーは133万人を超えます。ここ数年、日本の岡山市で行われているナショナルチームの強化合宿に参加しており、昨年は代表として岡山市長を表敬訪問しています。デンデン・ラザロは、ADMU時代から美人選手として有名になり、リベロのポジションで活躍しました。現在はプロチームのペトロン・トライアクティブ・スパイカーズに所属しています。ぜひこれからも活躍を期待しています。

そしてもうひとつ、競技として国内の人気は今一つですが、オリンピックでフィリピン初の金メダルを目指している選手がいます。**体操のカルロス・ユーロ(Carlos Yulo)**です。彼は、日本体操協会からマニラに派遣された釘宮宗大コーチに見出され、4年前の16歳の時に、釘宮コーチの私費とフィリピン体操協会の支援で来日しました。昨年の世界選手権の男子種目別床運動でフィリピン初の金メダルと、東京五輪の出場権を獲得しました。世界でも白井健三しか演技していない「後方伸身宙返り2回半ひねり～前方伸身宙返り2回半ひねり」の高難度の技でオリンピックでの金メダルを目指しています。

夏季五輪の歴史でフィリピンが獲得したメダルは、銅7、銀3の合計10個。スポーツ施設の環境は日本に比べれば整っていませんが、有望であればカルロスのように支援を受けることもできるので、フィリピンの若手アスリートも頑張っしてほしいものです。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(元JITCO 母国語業務委託スタッフ)

大人気のYouTubeで活躍する若者達

今、私たちは世界のどこにいてもYouTubeなどにより、各国のスポーツ選手や芸能人などの活躍を見て、楽しむことができます。日本の子ども達の憧れの職業のひとつは、ユーチューバーだそうですが、インドネシアの子ども達も同様で、YouTubeの影響力は計り知れません。

インドネシアでYouTubeを活用する若手をあげると、バドミントン男子ダブルスのマークス&ケヴィン(Marcus & Kevin)コンビ、陸上短距離選手のラル・ムハムマド・ゾフリ(Lalu Muhammad Zohri)、歌手でrapperのリッチー・ブリアン(Rich Brian)やアッタ・ハリリントール(Atta Halilintar)、歌手のライシャ・アンドリアナ(Raisa Andriana)などがいて、活躍するジャンルも多彩です。

そんな中でもYouTubeで活躍する若手として私が注目しているのが、**アダムス・ベルバ シャア・デバラ(Adamas Belva Syah Devara)**と**ムハムマド・イマム・ウスマン(Muhammad Imam Usman)**です。彼らは学業を終え、社会人として歩み始めて数年後の2014年に「ルアングル(Ruangguru)」という教育アプリケーションソフトの開発企業を立ち上げました。ルアングルとは、インドネシア語の「Ruang」(教室、部屋)と「guru」(先生、講師)に由来する言葉です。

彼らが目指しているのは、インターネットを使ったオンライン学習です。スマートフォン、タブレット、パソコンにインストールしたアプリを介して、世界中のどこにいても、興味のある分野の学習を可能とするものです。内容は、小学生から高校生を対象とし、現役の教師によるライブ授業やアニメーションの多用など、視聴者を飽きさせない仕掛けが多く備わっています。

このオンライン授業によって、インドネシア国内で教師との対面教育を望めないような地域でも、均一化された教育を受けることができるようになりました。この成果が評価され、インドネシア政府も、彼らの意見を教育の現場に積極的に取り入れており、地方州政府においても協力体制を構築している

ところ です。

さらにこのオンライン授業は、今春から世界が直面している新型コロナウイルス感染症による休校措置の対応策としても脚光を浴びており、アプリ利用料の無料化などによって一層、国民に認識され、注目をされているようです。現在、登録生徒・学生数は1500万人、講師や先生も30万人に及んでいます。近い将来、優良な人材を世界中に送り出すことを可能にすると、彼らが力強く語っていることが、私にはとても印象的です。

最後に、ある技能実習生からすすめられた若手のユーチューバーがいます。**ハッサンジュニアスプラス (Hasanjr11)**です。ジャカルタのバイクタクシー「Gojek」(ゴージェック)や宅配サービス「Gofood」(ゴーフード)の運転手を対象に、ハートフルなドッキリを仕掛け、感動させる映像を配信しています。日本語の字幕はありませんが、インドネシアの街並みを楽しみ、生きたインドネシア語やイスラム教徒としての仕草、インドネシア人気質に触れることもできます。技能実習生と一緒にご覧いただければ、相互理解の一助になるかもしれませんね。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

様々な分野で活躍するミラクルキッズ

タイには日本同様に、将来を期待される若者がたくさんいます。今回は、その中から3名ご紹介したいと思います。

まず紹介するのは、日本でも映像革新に一役を買っている「ドローン」を操る、**12歳のワンヤー・ワンボンさん**です。タイでもドローンが流行っていて、大きな公園に行くとドローンを飛ばして写真撮影を行っている若者の集団と出会うことがあります。その中で才能を発揮したのがワンヤーさんです。彼女が有名になったきっかけは、2018年に行われたドローンの世界大会の女子部門で優勝したことでした。国際大会で大人を相手にしながらも見事優勝を飾ったというニュースは、タイのみならず世界中を驚かせました。「人に何を考えているか知られたくないから笑わない」という少し変わったポリシー

を持つ彼女ですが、将来の夢はドローンの世界大会に出て、男子も含めた総合部門で優勝を飾ることだそうです。

次はエンジニア分野からです。日本でも時々テレビでスーパーキッズが特集されますが、タイも負けていません。**パッサラー・チャンショーサティアンさん**(15歳)は幼い頃から「ミラクルキッズ」と呼ばれていました。まず素晴らしいのは、タイ語、英語、中国語、ドイツ語、フランス語の5ヶ国語を流暢に操れること。これだけでもあっと驚かされる才能ですが、語学だけでなく小学校を卒業した時点で大学に合格してしまうという天才ぶりを見せています。最近では、マレーシアのマラヤ大学が行ったアジア11ヶ国の若者の才能を競うコンテストのデザイン&エンジニアリング部門で最優秀賞を受賞しました。このコンテストの課題は、Solid Edgeという3次元CADソフトウェアを用いて自動車をデザインすることでした。彼女は、「使ったことのないソフトに苦労したけれど、とても楽しかった」という感想を残しています。パッサラーさんの活躍の始まりは、小学校低学年の時に、授業中に友達を巻き込んでおしゃべりをしてしまうことを注意されたことでした。本人に理由を聞くと、「学校で習っていることが聞かなくてもわかるから、つまらない」と話したそうです。そこで両親は彼女に先取り学習をさせ、彼女は小学生でありながら、優秀な理系大学生に匹敵する知識を身につけていったのです。同時に、世界で活躍する技術者になることを目標にし、語学能力も磨きました。本人も優秀ですが、才能を伸ばしたご両親にも感心するエピソードですね。

さて、最後はスポーツ分野からです。タイで有名なスポーツといえばムエタイやバレーボールですが、ご紹介するのは**バドミントンの新星、ピッチャモン・オーパーニパットさん**(15歳)です。有名になったきっかけは、2019年にインドネシアで行われた国際大会の15歳以下の女子部門で優勝したことです。また同年、日本で行われた「世界バドミントンU15 庄内国際招待」で、日本の岩戸和音さんを破り、見事優勝しました。これからタイのバドミントン界を担っていくこと間違いなしです。

この他にも今回ご紹介しきれないほど、タイには様々な分野で注目される若者がたくさんいます。タイ国民の一人として、これからが楽しみです。



「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点（操作方法など）について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポートヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル

0120-660-798

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日9時から17時まで

(土日、祝日を除く)

JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込みはこちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受入れに関する各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

	内容	場所	担当部	お問合せ先
7月	1日(水) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	10日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京都(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
9月	9日(水) 技能実習制度説明会	東京都(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	4日(金) 日本語指導トピックA実践セミナー (はじめての日本語指導)	東京都(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	4日(金) 日本語指導トピックB実践セミナー (日本語指導員のための日本語文法入門)	東京都(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

※2020年6月3日時点。開催情報は追加・変更することがございます。JITCOホームページにてセミナー関連の最新情報をご案内しています。

※お申込み受付を開始しているセミナーについてはすでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は上記セミナーページをご覧ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第29巻142号

発行日 2020年(令和2年)7月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月 保険期間 …13か月	滞在期間 …36か月 保険期間 …37か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	13,330円 13,810円 14,070円	30,020円 30,500円 30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	17,340円 17,910円 18,130円	39,210円 39,810円 40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	20,840円 21,460円 21,630円	47,310円 47,960円 48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	27,840円 28,560円 28,630円	63,510円 64,260円 64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	11,140円 11,430円 11,610円	25,030円 25,340円 25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	10,720円 11,130円 11,380円	23,900円 24,320円 24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	13,080円 13,550円 13,830円	29,450円 29,920円 30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	17,070円 17,650円 17,860円	38,610円 39,210円 39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	19,650円 20,390円 21,180円	42,840円 43,520円 44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	22,000円 22,750円 23,490円	48,420円 49,300円 50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	26,210円 27,000円 27,820円	57,690円 58,540円 59,560円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1)保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2)他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
k-kenshu.net
 こちらから

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

技能実習 Days デイズ

JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

福岡企業交流協同組合

2019年の夏に、ベトナム人の技能実習生達の希望を受けて、日本人を交えたフットサルの交流試合を開催したときの記念の1枚です。炎天下の暑さもあって大変でしたが、みんなでボールを追いかけて、良い汗を流しました。これからも年に数回、開催したいと思っています。



公益社団法人 国際人材革新機構 iforce

2019年に撮影した思い出の1枚です。受け入れたばかりの技能実習生を誘い、入国後講習中の休日にラーメンを食べに行きました。日本のラーメンは人気があり来日したら、ぜひ食べてみたいと思っていたそうです。講習で緊張気味だった技能実習生も、おいしいラーメンを味わい、リラックスできたようです。国籍を問わず楽しく親睦ができました。

ミノワ工機株式会社

2019年の8月に、地域の七夕祭で行われた「七夕飾りコンクール」に出場しました。弊社のベトナム人技能実習生と日本人のエンジニアで業務後に集まり、コツコツと仕上げた飾りで、奨励賞をいただくことができました。

技能実習生たちはお祭り当日も屋台を楽しんでいました。



写真を掲載しませんか？ 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>